

別紙

ドラフトチャンバー一式に係る詳細技術仕様

第1 構造の条件

- 1 本機器は、主に酸性排ガスに対応し、かつ、有機溶剤排ガス及びアルカリ性排ガスにも対応可能な、堅牢にして長期間の使用に耐えられる構造であること。
- 2 設置に当たり、耐震性及び耐雪性を考慮した据え付けを行うこと。
- 3 本機器には、次の項目を表示すること。
 - (1) 品名、型式、製造番号、製造会社及び製造年月日
 - (2) 取扱い上特に注意を要する個所について、必要な注意事項

第2 ドラフトチャンバー本体の技術的要件

- 1 本体外寸
 - (1) 湿式スクラバーユニットと合わせて幅 2300mm 以内、奥行 900mm 以内、排気ダクトを含めて高さ 2750mm 以内であること。
 - (2) 搬入時に幅 780mm のドラフト室入口を通過できること。
- 2 本体外装
鋼板に耐薬品性の粉体塗装を施したもの又は同等以上の性能を有するものであること。
- 3 本体内壁
ノンアスベスト材かつ不燃性であること。
- 4 内部有効寸法及び作業面材質
 - (1) 内部有効寸法は、幅 1300mm 以上×奥行 540mm 以上×高さ 970mm 以上であること。
 - (2) 作業面材質は、耐薬品性を有するセラミックの釉薬仕上げ又は同等以上の性能を有するものであること。
- 5 前面サッシ
 - (1) 寸法は、幅 1200 mm 以上×高さ 700mm 以上であること。
 - (2) 作業開口高さにおいて、開口部から流入する空気の風速が 0.5m/s 以上であること。
 - (3) 材質は、透明強化ガラス（厚さ 5mm 以上）とし、透明飛散防止フィルム貼りであること。
 - (4) 落下防止機能があること。
 - (5) 最大開口高さは、600mm 以上であること。
 - (6) 前面サッシを下げた際に、前面開口部から流入する空気の風速が早くなりすぎないことを考慮した構造であること。
 - (7) 設定した高さ以上に開かなくできる開口制限機能があること。

6 排気構造

- (1) ドラフトチャンバー内部の排ガス等を効率よく排気するための構造を有していること。
- (2) ドラフトチャンバー内部の気流を適切に制御し、開口部から流入する空気の均一化をはかるため、バッフル板等の設置等がなされていること。その材質は、耐薬品性、耐腐食性及び難燃性（ノンアスベスト）を有する材料であること。
- (3) 作業面付近からドラフトチャンバー内部に流入する空気を整流するための機能（エアフォイルの設置等）があること。その材質は、耐薬品性、耐腐食性及び難燃性（ノンアスベスト）を有する材料であること。
- (4) 封じ込め性能について、ASHRAE 規格又は EN 規格による性能評価を評する書面を添付すること。なお、代表型式の検査結果でもかまわないものとする。

7 排気風量モニター

ドラフトチャンバー運転時における排気風量のモニターを有し、排気風量値が設定風量値から一定値以上低下した時に警報すること。

8 排気遅延停止機能

排気遅延停止機能を有し、作業終了後のドラフトチャンバー内部及びダクト内の排ガスの空気への入れ替えができること。

9 排気口

材質は、硬質塩化ビニール又は同等以上のものであること。

10 照明装置

内部照明装置を有すること。

11 ガス栓

一口ヒューズコックを有すること。

12 給水栓

一口有すること。

13 コンセント及び電源工事

- (1) AC100V、15A アース付き、埋め込み型（2口）で抜け止めタイプを有すること。
- (2) AC100V、30A アース付き、埋め込み型（1口）を有すること。
- (3) (1)、(2)のコンセントは配電盤から各々独立して配線し、系統を表示すること。

14 本体下部収納スペース

- (1) 折戸または開き戸とすること。
- (2) 耐薬品性及び耐腐食性を有する外装であること。

第3 湿式スクラバーユニットの技術的要件

1 本体外寸

- (1) ドラフトチャンバー本体と合わせて幅 2300mm 以内、奥行 900mm 以内、排気ダクトを含めて高さ 2750mm 以内であること。

(2) 搬入時に幅 780mm のドラフト室入口を通過できること。

2 本体外装

本体外装は、鋼板に耐薬品性の粉体塗装を施したもの又は同等以上の性能を有するものであること。

3 材質

スクラバーユニット内部及びボリュウムダンパの主材は硬質塩化ビニール又は同等以上のものであること。

4 タンク部

(1) 薬液循環用タンクの材質は硬質塩化ビニール又は同等以上のものであること。

(2) 自動で給水の制御ができる給水方式（ボールタップ方式等）であること。

(3) 排水はオーバーフロー管と共通とし、点検用コック、薬液投入口及び廃液回収用の排水口を取り付けること。

第4 排気ファンの技術的要件

1 シロッコタイプのケミカルファン（インバーター搭載直結式）でガラス繊維強化ポリプロピレン樹脂（FRPP）製又はこれと同等以上の性能の材質であること。

2 ドラフトチャンバー本体の前面サッシの通常の開口時に面風速が 0.5m/s 以上あること。

3 排気ファンの稼働はドラフトチャンバー本体と連動していること。

4 排気ダクトの建築物貫通部から先の 2 階ベランダ部分に設置し、必要に応じて台座を設ける等、耐震性及び耐雪性を考慮した据付けを行うこと。

第5 ダクト工事等（設備接続工事）の技術的要件

1 ダクト工事等はドラフトチャンバー本体と天井までの空間が狭いため、曲がり及びサポートを十分考慮し、2 階ベランダまで施工すること。

ドラフトチャンバー本体から建築物貫通部までのダクトは、既存のものと同様の位置とすること。建築物貫通部は、既存のダクトを利用するなど、壁には一切加工を加えないこと。

設置に当たり耐震性及び耐雪性を考慮した据付けを行うこと。

2 メンテナンス作業（排気ファン、ダクト及び酸洗浄状況点検）に支障が生じない構造とすること。

3 排気口は鳥が侵入しない構造とすること。

第6 排水管工事の技術的要件

1 既存のドラフトチャンバーの排水管が床面に設置されており、設備の撤去、設置に伴い、必要に応じてこれを移設等すること。

2 新設のドラフトチャンバーの排水管も床面に設置すること。なお、既存の排水管を利

用してもかまわないこと。

- (1) 第 2 14 の本体下部収納スペースの扉の開閉に支障がないように設置すること。
- (2) 使用者の作業の妨げにならないよう、ドラフトチャンバー前面に最大限近づけて設置すること。